

暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等改定のお知らせ

鹿沼相互信用金庫

当金庫では、平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、警察庁、金融庁などとも連携をとりつつ、反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取組みを積極的に行っておりますが、その取組みの一環として、平成22年4月1日より、普通預金などの各種預金規定・当座勘定規定・貸金庫規定等に暴力団排除条項を導入し、同日より新規定の適用を開始することといたしました。

暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団などの反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当金庫の判断によりお取引を停止し、または解約させていただくことを定めた条項です。

なお、改定後は、各種預金、当座勘定、貸金庫などのお取引を申込みになる際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことについて表明・確約をしていただきます。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

今後も反社会的勢力との取引遮断のための取組みに努めてまいりますので、お客さまには、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

